

令和4年3月18日開会

令和4年3月18日閉会

第759回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 5 9 回湯川村農業委員会会議録

第 7 5 9 回湯川村農業委員会定例総会を令和 4 年 3 月 1 8 日ユースピアゆがわに召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（4 人）

1 番	鈴木 光 雄	2 番	小 沼 幸 子
4 番	星 正 大	5 番	鴻 巢 重 人
6 番	佐 藤 敬 一	7 番	兼 子 房 男
8 番	津 村 榮 喜	9 番	渡 部 正 美
1 2 番	山 口 栄 子	1 3 番	武 藤 喜 久 子
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（3 人）

3 番	齋 藤 真 助	1 0 番	兼 子 力
1 1 番	佐 藤 孝 志	1 4 番	中 島 和 裕

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂 内 真 隆 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

議案第 5 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 6 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 7 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 8 号	農用地利用配分計画（案）の検討について
議案第 9 号	令和 4 年度農作業標準賃金について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。毎日報道されておりますが、ロシア軍のウクライナ侵略による戦争が起きております。このような状況により、輸入物の全てが、値上がりしております。身近なところでは、原油が高騰しております。また、食料品も海外に依存しておりますので、値上げラッシュであります。さらには、追い打ちをかけるように、16 日深夜の地震により、県内においても、死亡者が出たり、新幹線、東北自動車道等の輸送の大動脈も遮断されている状態であります。自然災害が続いておりますが、人為的な戦争だけは、早く停戦になることを祈るばかりです。本日の定例総会は、議案が盛り沢山であります。それでは座って進めさせていただきます。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、10番、11番、14番から欠席の報告を受けております。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第759回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に4番委員と5番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第5号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては使用収益権の設定です。設定人については、福島県農業振興公社、被設定人については、**〇〇〇〇**集落の**〇〇〇〇**さんです。申請地は大字**〇〇〇〇**、地目は田、面積は2,569㎡です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は令和7年12月20日まで、対価は10アール当たり817,944円でありまして、**〇〇〇〇**集落の**〇〇〇〇**さんから福島県農業振興公社が買入れした価格10アールあたり800,000円に、公社の規程の手数料を加えた額となっております。公社の売買につきましては、一括払いと5年以内の分割払いの制度がございます。分割払いのできる要件がございまして、認定農業者であること、申請農地の600メートルの範囲内でおおむね1ヘクタールの団地化になることの要件がございまして、今回要件を満たしており、被設定人から分割払いの申出がありましたので4年間の支払いが完納するまでの期間は、使用収益権の設定となります。2月10日に農用地利用調整会議を開催し担当委員2名の立ち合いの元協議した内容であります。被設定人の農作業従事状況であります。世帯員は、男性3人、女性3人であり、農業従事者としては従事者が1名、補助者が2名であります。経営農地は合計で1,373aで下限面積の要

件を満たしております。また遊休農地もなく経営農地全てを耕作しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図を載せてございまして、赤色の部分でございます。

続きまして、整理番号2番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■県にお住いの■■■■さん、譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は1,111㎡です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、対価は無償です。対価につきましては、両者間で協議した価格であります。土地所有者が■■■■県にお住まいであり高齢で管理するにも難しいため処分したい旨の相談がありました。空き家バンクにも登録されており、宅地、農地、山林すべてを処分したいとの意向です。この農地は、宅地に隣接した農地で、農振農用地外で土地改良事業も入っていない農地として、また数十年耕作されていないため、無償であります。3月9日に現地調査を実施しております。譲受人の農作業従事状況であります。世帯員は、男性1人、女性1人であり、農業従事者としては従事者が1名であります。経営農地は、合計で589aで下限面積要件を満たしております。また遊休農地もなく経営農地全てを耕作しております。申請地の、場所につきましては、5ページに位置図、6ページには、公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。申請書及び現地確認等により、本案件は農地法第3条第2項規定の許可審査基準、第1号から第7号の不許可の項目に、該当がありませんでした。説明は以上です。

議 長 議案第5号整理番号2番につきましては、15番委員が譲受人となっている事案でありますので、15番委員には、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、退席をお願いします。

議 長 只今の事務局説明に関連して担当委員からの報告をお願いします。6番委員、お願いします。

6番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

(質疑なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

13番委員 議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思っております。以上です。

議 長 これより、議案第5号を採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議長 議長 議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 議長 日程第4、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 7ページにより、議案第6号を朗読。続けて8ページにより説明。

整理番号1番について説明いたします。譲渡人は[]集落の[]さん、[]さん、[]さん、[]にお住いの[]さんの4名です。譲受人は、[]さんです。申請地は大字[]、地目は田、他4筆ありまして合計で5筆、面積は、5筆合計で登記面積ですと2,070㎡で、実測面積ですと2,075.56㎡となります。転用の事由であります。申請人の譲受人は、[]を営んでおり、建設業、不動産業等を行っております。近年湯川村への定住希望の問い合わせが数件あった事や、近傍で行われた湯川村主体の湯川村若者定住促進事業の美田園分譲地や穂花住宅への募集が、募集件数に対して2倍近い応募があったと聞き及んだことから、定住希望者への需要に応え穂花住宅の南側の農地を建売住宅用地として利用したいため転用するものです。転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要については、工事期間が許可の日から令和7年9月20日、事業等の概要につきましては、建売住宅用地で開発面積は、2,646.69㎡で、農地の他に公共用道路404.12㎡と用悪水路167.01㎡も利用して開発するものです。申請地の場所につきましては9ページに位置図、10ページに案内図、11ページには公図を添付してございます。

議案書12ページの土地利用計画図及び議案書15ページの用排水計画図を説明。この農地につきましては、令和4年1月25日付で農振農用地から除外された農地であります。転用に伴う工事内容につきましては、造成工事を行い、整地してセメント処理します。北側村道から水道、下水道を引き込んで敷設します。区画9区画と6m道路を設置します。最終的に道路は村へ寄贈します。建物は、順次1棟ずつ建設していく内容であります。土砂が流失しないようにL型擁壁を設置し法面には、シールコンクリートを施工し防草処理を行います。用排水については、取水は水道、汚水は下水道へ接続し、雨水については、可変側溝を施工し西側排水路へのみ放流する。西側排水路は、排水の管理者及び所有者と協議し700型に入替るため、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れがないと認められる。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、申請地は、役場から500m以内にあることから公共施設近距離区域内の2種農地に該当し転用の立地基準に合致しております。また申請地は、苗代として利用されていた1筆の面積が10アール未満の田であり問題ないと考え

ます。次に農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、田の使用賃貸借については、合意解約済みです。資金についてでございますが、自己資金でまかなうとのことで、金融機関の残高証明を添付頂き確認してございます。転用による周辺農地への影響についてですが、先ほど説明したとおりであります。また、西・南側に隣接する農地の土地所有者から同意を得ており特段問題ないと考えます。また現地調査等により特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われれます。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査実施委員からの報告をお願いします。2番委員をお願いします。

2番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、推進委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

(質疑なし、の声)

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

2番委員 議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致しているため承認したいと思えます。

議 長 これより、議案第6号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議案第7号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、18ページをお開きください。議案第7号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書18ページにより朗読。今回の案件は、新規14件、再設定15件、合計29件であります。新規についてのみ説明いたします。今回の新規設定については、 集落の認定農業者である さんが、健康上の理由から、利用権設定の合意解約等がなされた事に伴う新規設定が主であります。経営面積約10haを の改善団体が中心となり協議

して、相手先を見つけて利用権設定に至ったものです。また作業効率が良いように調整を図っています。19 ページからの新規のみ説明。

最後に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考え
る旨を述べた。

議 長 議案第 7 号、整理番号 2 番、3 番は、5 番委員、整理番号 22 番は、8 番委員
が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思
いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。はじめに 5 番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号 2 番、3 番に対しまして担当委員から補足説明があれば願
いいたします。

議 長 これより整理番号 2 番、3 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 7 号、整理番号 2 番、3 番の農用地利用集積計画の決定につ
いて(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 7 号、整理番号 2 番、3 番の農用地利用集積計画の決定について(利
用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 5 番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、8 番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号 22 番に対しまして担当委員から補足説明があれば願
いいたします。

議 長 これより整理番号 22 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 7 号、整理番号 22 番の農用地利用集積計画の決定について(利
用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 7 号、整理番号 22 番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設
定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 8 番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第 7 号整理番号 2 番、3 番、22 番以外の案件に対しまして
担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2 番委員 整理番号 2 1 番につきまして、借受人とお話いたしました。土地所有者の親

戚の方と同級生で、そちらからお願いがあって借り受けるとのこと。兼業農家ではありますが、夫婦2人で農作業に従事するとのこと。問題ありません。

7番委員 ■■■■■集落の■■■■■さんが、健康上の理由から今年耕作が厳しいとのこと、■■■■■集落が中心となって■■■■■さんが耕作していたところを作業効率が良いように協議調整をされており利用権設定に至っております。

議長 これより議案第7号整理番号2番、3番、22番以外に対する質疑に入ります。
議長 質疑はございませんか。

8番委員 整理番号7番と8番は、同じ方が借受人となっておりますが、借賃が随分違うようですが、どのような理由ですか。

事務局 整理番号7番は再設定でありまして、今までと同額の借賃で、設定するものです。整理番号8番については、新規設定です。■■■■■の中で協議した内容でありまして、期間や賃料等設定する利用権の内容は、他の■■■■■の新規設定もそうですが、すべて同額となっております。団体で取り決めた価格になっていきますので、差が生じております。借受人には、面談して借賃について確認を行っております。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

9番委員 議案第7号整理番号2番、3番、22番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより、議案第7号整理番号2番、3番、22番以外の農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第7号整理番号2番、3番、22番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第7号整理番号2番、3番、22番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第8号、農用地利用配分計画案の検討についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、49ページをお開きください。議案第8号、農用地利用配分計画案の検討についてを議案書49ページにより朗読。今回の案件は、2地区であります。すでに、農地中間管理機構に貸し付けている農地でありまして、借受人が変わることによる再配分です。湯川村長からの意見を求める旨の照会の文書の写しを添付してございます。議案書51ページを説明。整理番号1番は、■■■■■の■■■■■の■■■■■さんが借り受けておりましたが、健康上の理由から合意解約がなされましたので、今回地区で協議して■■■■■の認定農業者でもあり、■■■■■地区の中心経営体となっております■■■■■さんに配分するもの

です。

整理番号2番につきましては、[]地区の[]さんが借り受けておりましたが、健康上の理由から合意解約がなされたので、同地区の認定農業者でありエントリーをしている方2人に確認したところ、借り受けないとのことでしたので、近くを作業受託で行っている[]に配分するものです。借受人の農業経営の状況については、記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第8号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第8号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第9号令和4年度農作業標準賃金についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 52 ページの議案第9号を朗読。令和4年度農作業標準賃金について説明いたします。提出議案書53 ページをご覧ください。令和4年度湯川村農作業標準賃金等協定表(案)を載せてございます。この協定書(案)につきましては、今年2月14日に農業委員会の農地部会を開催いたしまして、その中で協議、検討いたしました。それを元に3月4日に開催いたしました湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものを今回提案いたしております。湯川村農業労働賃金調整協議会の協議の結果から申しますと、今年度は、令和3年度の金額と同額で、改定は見合わせる内容です。協議内容等について説明します。今年度、JA会津よつば湯川農作業受委託部会からの作業料金に対する改定の要望がございませんでした。次に、作業料金種別の1番一般農作業についてですが、福島県の最低賃金が、令和3年10月1日に改定され1時間あたり28円増の828円となりました、湯川村の作業料金1時間あたりにすると、875円でありまして、最低賃金828円を越えておりますことと、協議会の資料にありますが、近隣町村9市町村の中で、会津若松市と湯川村が一番高い金額1日7,000円で設定していることから、作業料金の改定は見合わせることにいたしました。

燃料代の高騰による作業料金の増額の協議もありましたが、燃料代については、燃料の価格が上がったり下がったりの状況であるため、今後の価格の推移を注

視していくものの、今年度は燃料代に伴う増額改定は行わないことといたしました。

また、ドローンによる農薬散布の作業料金の設定についても協議いたしました。湯川村でドローンによる農薬散布の実施は、XXXXXXXXXXのみであることから、他の法人や個人で委託を受けるような、需要が増えてからの設定で良いのではないかと。また近隣町村でドローンの価格を設定している市町村は、喜多方市のみであるため、今回はドローン散布の価格設定も行わないことといたしました。以上のような事から、今年度は、令和3年度の金額のまま料金改定は行わないこととする内容となっております。なお、今回の内容は、湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものでございまして農業者の代表、農業生産組織の代表、土地所有者の代表、JA、学識経験者、さらには農業委員会の代表で構成している協議会の中で協議決定した内容でありますので、ご理解頂きますようお願いいたします。説明は、以上でございます。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑が無ければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第9号、令和4年度農作業標準賃金についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号、令和4年度農作業標準賃金について、を採決いたします。

議長 議案第9号、令和4年度農作業標準賃金について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第759回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 5号 原案のとおり決定

議案第 6号 原案のとおり承認

議案第 7号 原案のとおり決定

議案第 8号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第 9号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和4年3月18日午前10時47分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年4月19日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

4 番 委 員